

第8回法整備支援連絡会

アジア経済研究所の法整備支援に関する 取組について(調査・研究)

日本貿易振興機構
アジア経済研究所
小林昌之

1

アジア経済研究所の理念

- 日本における開発途上国研究の拠点として、世界への知的貢献をなすこと。
- そのために、
 - 地域に密着した知識を収集・蓄積
 - 開発途上国の実態と課題を解明
 - 開発途上国に対する深い理解を広く国内外に提供。
- 国際理解を深め、日本と国際社会との望ましい連携を促進するための知的基盤となる。

2

調査研究の3つのミッション

- 持続的な成長と発展
- 貧困削減
- 平和と安全

3

① 持続的な成長と発展に資する研究

- 持続的な成長と発展とは、経済が安定的に成長を続けるとともに、人々がより良い生活を送ることができるように経済社会の制度や構造が変化していくことを指す。
- 経済活動、法制度、人的資源、環境などをめぐる諸問題の研究に取り組む。

4

② 貧困削減に資する研究

- 貧困削減とは、生活における最低限の必要を満たしていない人々の数を減らし、彼らの生活水準を向上させること、さらには不平等を是正して公正な社会を実現することを指す。
- ミレニアム開発目標に代表される貧困と飢餓、教育、ジェンダー、保健、環境などの貧困問題の研究に取り組む。

5

③ 平和と安全に資する研究

- 平和と安全とは、武力を伴う紛争が起きていないだけでなく、国家間、国家、地域、さらには個人に至るまでの多様なレベルで安全が保障され、人権が侵害されていない状態を指す。
- 紛争問題、民族・宗教問題、国家の統治をめぐる諸問題、人間の安全保障などの研に取り組む。

6

開発途上国の法制度研究

- ミッション達成に向けて、調査研究課題を設定し、1～2年の研究会を実施。
- 現地主義(現地滞在、現地資料、現地語)に基づき、現地に根ざした基礎的総合的研究を行う。
 - 関係法令や判例集の収集・分析に基づく、当該国法の規範の意味内容の解明。
 - 法がその社会でどのように存在し、運用されているか、司法制度および個別法分野などの法制度の解明。
 - 法規範・法制度と法意識や実態との乖離の究明。
 - 法制度をめぐる問題点の摘出とその解決の方向の探求。

7

研究課題①

- 開発途上国の法制度研究を進める上では、以下の文脈に留意または焦点を当てて研究：
 - 法制度の発展の基底には、当該国の経済発展の状況や固有の社会・文化のあり方などが存在すること(内的要因)。
 - 法改革は、グローバリゼーションや国際社会の動向などの影響も受けながら進行していること(外的要因)。

8

研究課題②

- 経済のグローバル化、体制移行、地域協力、開発援助などの文脈における開発途上国の法制度の分析。
- 環境、消費者、労働など国内的国際的な社会問題の究明。
- 開発途上国における民主化、人権、法の支配。
- 開発過程における法の役割の解明。

9

平成16－17年度

「開発途上国における経済法制改革とグローバル化」①

- 開発途上国の経済法制に対する影響力を強めている国際的なルール・規範形成の特徴とその変化を分析。
- 仮説：
 - ① 開発途上国の経済法制改革における国際的なルール・規範の影響が、1990年代以降においてより顕著であること。その背景として、
 - ② 国際的なルール・規範の形成が開発途上国をより広く包摂する方向に進んでいること。
 - ③ 開発途上国側でもかかるルール・規範に対してより積極的な対応を取る傾向が強まっていること。

10

平成16-17年度

「開発途上国における経済法制改革とグローバル化」②

- 経済活動に関係する法分野を選び、その分野における国際ルール・規範形成の特徴とその変化や、それらの開発途上国の経済法制に対する影響について分析。
 - 知的財産権、競争法、契約法、仲裁法、マネーロンダリング規制、企業統治、海賊規制等
 - WTO、ワシントン・コンセンサス等

11

平成16-17年度

「開発途上国における経済法制改革とグローバル化」③

- 各分野で形成された国際的・地域的なフォーラムへの開発途上国の参加が進みつつある。
- 開発途上国の制度の脆弱性は正がルール形成における重要な課題となっている。
- 条約のほか非拘束的文書が各国の法制に影響を与えている。

12

平成16－17年度

「アジア諸国の環境アセスメント制度と その課題」①

- アジア諸国で導入されつつある環境アセスメント制度の実態を明らかにし、直面している問題の分析をととして、制度構築に貢献。
- ①環境アセスメントの基本的仕組みについての国別の調査(10カ国・地域):
法令上の根拠、制度的枠組み、行政機関の権限、対象事業の範囲、手続きの流れ、公衆参加等。
- ②環境アセスメントの基本的課題に関する調査:
(1)国際社会における環境アセスメントの実施・展開とアジア諸国への影響;(2)アジア諸国内における環境アセスメントの状況とその課題;(3)日本のアジア諸国への開発援助と環境社会配慮。

13

平成16－17年度

「アジア諸国の環境アセスメント制度と その課題」②

- 先進国では環境アセスメントを考える場合、民主性と科学性に重点をおいて理解するが、途上国ではこの2つの条件だけでは機能しない。
- 環境アセスメントに求められているのは断片的な機能ではなく、総合的な環境管理の機能である。したがって、環境アセスメントを実質化するためには、途上国の行政能力や法制度の執行能力の向上を加えて検討する必要がある。
- 民主性、科学性、ガバナンス能力の3つの条件が、途上国における環境アセスメントの制度的発展を支える上での重要な要素。これらの有効な組み合わせの上に、効率的かつ効果的な環境管理が実施できる。

14

平成18年度

「法と開発」基礎研究

- 「法と開発」と呼ばれる学問領域は多様で、比較法学的アプローチによる開発途上国の法制度研究、社会学や経済学との学際的研究、個別の法分野における法政策研究など多岐にわたる。
- 通底するものは、法学者が開発という分野において何が出来るかを問うこと。
- 研究会では、経済発展と法や法の支配など「法と開発」にかかわる諸理論、援助実務の基盤となっている理論的背景および実態のサーベイなどをとらえて、「法と開発」研究の方法論および今後の研究課題を探る。

15

平成17-18年度

「開発問題と福祉問題の相互接近 — 障害を中心に」

- 「障害者の司法へのアクセス— 中国の障害者法律扶助制度」(論文)
- 障害者: 総人口の10%(約5億人); 80%が開発途上国に居住; 貧困人口の17%。
- 「開発と障害」: 開発過程に障害者がその主体的な一員として関わる視点での開発アプローチ。エンパワメントとメインストリーミングという複線的アプローチでの取り組み。
- 開発におけるイマージング・イシューとして、経済学、法学、社会学、および当事者から見た実態およびその課題を分析。

16

「障害者の司法へのアクセス －中国の障害者法律扶助制度」

- 「開発と障害」における、法や司法の役割を検討。
- 「障害者の完全参加と機会均等」を理念に、
 - 差別禁止、権利実現のための実定法の整備
 - 実効性あるものとするための手続きと諸制度
- 開発途上国では障害者が司法へアクセスすることが困難であり、その保障が課題となっている。
- 司法へのアクセスを実現する手段として、法律扶助制度があるが、障害者の司法へのアクセスを保障するものとなっているか。
- 中国の障害者法律扶助制度の実態とその課題を分析。

17

各機関の法整備支援活動 の現状等に関する アンケート結果報告

法務省 法務総合研究所
国際協力部
教官 田中嘉寿子

現状 1 政府・各省庁

- JICA 技術協力プロジェクト等の枠組で各種法整備・人材育成等
- 日本貿易振興会アジア経済研究所 調査研究等
- 公正取引委員会 独禁法等の研修等
- 内閣法制局 H17年度JICAモンゴル法令立案基礎技能育成のための指導者育成研修での見学受入・講義等

現状 2 法曹関係

- 最高裁判所 裁判官をベトナム長期専門家派遣, 短期専門家派遣, 国内共同研究会への委員参加, 裁判所の見学受入等
- 日本弁護士連合会 カンボジア王国弁護士会司法支援プロジェクト, アチ被災民のための遠隔セミナー等
- 日本・カンボジア法律家の会 カンボジア弁護士会・王立法経大学等に対する法学教育支援

現状 3 大学・学術機関

- 東京大学 大学院総合文化研究科「人間の安全保障」プログラム インドにおける商事紛争処理に関する研修への講師派遣
- 慶應義塾大学 大学院法務研究科 開発法学(法整備支援論), 開発法学WSプログラムを開講。各教員がJICAカンボジア/ラオス法整備支援プロジェクトに参加
- 早稲田大学 比較法研究所 法整備支援の基礎理論の継続的研究・講演会
- 名古屋大学 法政国際教育協力研究センター(CALE) JICAウズベキスタン企業活動の発展のための民事法令及び行政法令の改善プロジェクトへの協力等
- 神戸大学 国際協力研究科で国際法・開発法学プログラム開講
- 山口大学 経済学部経済法学科 留学生受入
- 九州大学 大学院法学研究院 タイ司法省環境部裁判官研修プロジェクト, YLP等での留学生受入

現状 4 民間

- 三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株) 経済・社会政策部
ベトナム競争法施行に係るキャパシティ・ビルディング計
画支援調査(公正取引委員会等と協力)ほか
- (株)日本開発サービス JICA中国経済法・企業法整
備プロジェクト(業務実施コンサルタント)
- (株)パデコ JICAアチエ被災民のための調停遠隔セ
ミナー(業務実施コンサルタント)
- (株)CDCインターナショナル JICAラオス法制度整備プロジェ
クト(業務調整長期専門家派遣), JICAカンボジア終
了時評価調査団参加(評価コンサルタント)

各機関の支援方針 1

- JICA ODA大綱
- 日弁連 「基本的人権擁護」, 「弁護士会との連
携」等
- 日・カ法律家の会 「NGOでできる範囲」, 「市民
感覚」
- アジア経済研究所 「現地主義」(現地に根ざし
た基礎的総合的研究を行う。)

各機関の支援方針 2

- 早稲田大学 「双方向主義」→日本法自体のアイデンティティ解明
- 東京大学 「人間の安全保障」
- 慶應義塾大学 「国際平和への寄与, 国家安全保障の確保」
- 三菱UFJ 学者・政府職員では提供し難い模擬審査や市場調査指導等法の履行を確保する支援を提供していく。
- (株)CDCインターナショナル 対象国の法制度・文化に関する理解を有しながら業務調整や評価分析等の側面支援をしていく。

指摘された問題点 1

- 人材 法整備支援の人材不足, 供給が不安定
人材バンクとして弁護士の活用が必要(日弁連)
- 予算 弁護士の参加には財政的援助体制構築が必要
(日弁連)
関与する個人の善意に頼りすぎ(日カ法律家の会)
- 成果 費やし資金(国税)・労力に見合う成果があるか?
(日カ法律家の会)
- 言語 日本法の英訳化の一層の促進が必要(日弁連)
日本語による日本法の教育の充実(日弁連)
- 情報 支援機関の相互交流・連携・統合性が必要(日弁連, 慶大, 早大等), 省庁間の横断的連携が必要(特に経済産業省と)(山口大学)

指摘された問題点 2

- 範囲 経済開発分野のみならず，社会開発分野（労働，教育等）への拡大が必要（アジア研）
- 手法 相手国の社会経済文化調査を踏まえたテーラーメイドの支援が必要（アジア研）
- 広報 相手国市民・他ドナーへの広報不足（日・カ法律家の会）
- 展望 大学による長期的展望の必要性（東大）
- 機会 実施機関が特定の大学・機関に偏重し，全国的事業となっていない（早大）

主な関係機関一覧 1

- 最高裁判所 (<http://www.courts.go.jp>)
- 日本弁護士連合会
(<http://www.nichibenren.or.jp>)
- JICA (<http://www.jica.or.id>)
- アジア経済研究所 (<http://www.ida.go.jp>)
- (財)国際民商事法センター
(<http://www.ida.go.jp>)
- 日本ローエイシア友好協会
- 日本・カンボジア法律家の会

主な関係機関一覧 2

- 東京大学大学院総合文化研究科
(<http://www.human-security.c.u-tokyo.ac.jp>)
- 慶應義塾大学大学院法務研究科
(<http://www.keio.ac.jp>)
- 早稲田大学比較法研究所
(<http://www.waseda.jp/hiken/index-j.html>)
- 九州大学大学院法学研究院
(<http://www.law.kyushu-u.ac.jp/>)
- 三菱UFリサーチ&コンサルティング
(<http://www.murc.jp>)
- 株日本開発サービス (<http://www.jds21.com>)
- 株CDCインターナショナル

来年度の法整備支援連絡会

- 日程 平成20年1月18日(金)
- 場所 大阪中之島合同庁舎2階国際会議室

法整備支援活動年表 (法務総合研究所が把握しているものを中心に)

平成19年1月19日現在

年度	① ベトナム関係	② カンボジア関係	③ ラオス関係	④ インドネシア関係	⑤ ウズベキスタン関係	⑥ その他の国・地域	⑦ その他
1992	総司法大臣が日本法務大臣に支援要請						
1993	森脇昭夫教授(当時名古屋大学)が文化交渉プロジェクトで越訪問し、日本民法紹介						
1994	法務省で越司法省に本邦研修開始(年1回)	日弁連が「カンボジア司法制度の現状と課題」セミナーを開催					
1995	上記本邦研修継続	法務省・最高裁・日弁連合同で本邦研修開始(年1回) 上記本邦研修継続					
1996	・上記本邦研修継続 ・1996.3～2001.3「市場経済化支援開発政策調査」(通称:石川プロジェクト)実施	上記本邦研修継続					・財団法人国民商事法センター(ICCLC)設立 ・ICCLC が日中民商事法シンポジウム開始(年1回) ・ICCLC が国民商事法シンポジウムを2回開催 ・法総研で多数国間(マルチ)研修を開始(モンゴル、ミャンマー、ベトナム)
1997	・JICA フェーズ1開始(3年間) 【 本邦研修(年2回へ) 】 ・現地セミナー開始(年4回) ・越司法省に長期専門家1名(弁護士)を派遣(JICA)	上記本邦研修継続					・ICCLC が日中民商事法シンポジウム開催 ・国際民法シンポジウム(制度法制)開催(法総研、ICCLC、アジア太平洋比較法研究会) ・マルチ研修継続(カンボジア、中国、ラオス、モンゴル、ミャンマー、ベトナム)
1998	前年と同様	・上記本邦研修継続 ・JICA、カンボジア事務所へ調査のため派遣 ・民法・民事訴訟法起草支援を合意	・名古屋大学及び法務総合研究所、経済学研究所(JF)からの研修実施依頼に基づくもの。参加者は、裁判官、検事、法務人権省職員、弁護士)を実施				・ICCLC が日中民商事法シンポジウム開催 ・国際民法シンポジウム(企業側・租税法制)開催 ・マルチ研修継続(参加国は前年と同様)
1999	・前年と同様 ＜ベトナムにて国際民法シンポジウム開催(のべ参加者)＞ ・ICCLC法改正共同研究 【 延命救助図作成 】 ・対象国に最高人民裁判所、最高人民検察院が加わる ・越司法省に長期専門家3名(JICA、法務省、日弁連)	JICA フェーズ1開始 カンボジア司法省に長期専門家2名(うち1名は弁護士)を派遣 上記本邦研修継続のため、作業部会が日本・現地でワーキングセッションを開催	前年と同様				・ICCLC が日中民商事法シンポジウム開催 ・ICCLC がハノイにて、国際民法シンポジウム開催 ・マルチ研修継続(参加国は前年と同様)
2000	・JICA フェーズ2継続 【 本邦研修(年4回) 】 ※ 以後、2002年まで同様 ・越司法省に長期専門家3名 ・民法改正共同研究会開始	・JICA フェーズ1継続 本邦研修も作業部会との協議を中心に行い、調査の内容で実施 ・日弁連が司法調査団を派遣・日弁連がカンボジア王国弁護士会と友好協定締結 ・日弁連がカンボジア王国弁護士会を対象にセミナーを開催	・日本貿易振興会(ETRO)等がイ・加・米・中・印・ASEAN・APEC シンポジウムを開催				・ICCLC が日中民商事法シンポジウム開催 ・ADB 支援連絡会開催(第1回、第2回) ・世界銀行主催の法整備支援世界会議開催 ・マルチ研修継続(参加国は前年と同様)
2001	・JICA フェーズ2継続 ・越司法省に長期専門家4名(上記3名に加えて最高裁から1名) ・JICA フェーズ2を2003年3月まで延長	・JICA フェーズ1継続 日弁連がカンボジア王国弁護士会司法支援プロジェクト(JICA 小規模開発パートナー事業)を開始 日弁連が非国士権統教育セミナー(第1回～第4回)を開催(なお、これは、カナダ弁護士会(3回開催)、リヨ弁護士会(1回開催)との共同プロジェクトであり、計8回開催)	・司法アドバイザー型の短期専門家派遣(合計8か月間) 本邦研修を学術的研修と実務的研修に分けて、年2回実施 ・セミナーを民法シンポジウムと刑事法セミナーの2回開催とするにとともに、民法シンポジウムをシリーズ化				・法総研に国際協力新設、同部が大阪へ移転 ・ADB 会議(アイルビ)出席 ・法整備支援連絡会開催(第3回) ・ICCLC が日中民商事法シンポジウム開催 ・世界銀行主催の第2回法整備支援世界会議開催 ・国際民法シンポジウム(ADR)開催 ・マルチ研修継続(参加国は前年と同様)

